

NI+Cシステム開発請負契約条項

日本情報通信株式会社（以下「NI+C」といいます。）は、本条に従って、お客様より表記の作業を請負うものとします。

第1条 作業の内容

請負作業内容は表記のとおりです。

第2条 プログラム管理

- お客様は、本契約成立後、遅滞なく監督員を定め、その氏名をNI+Cに通知します。また、監督員を変更したときも同様とします。
- 監督員は、本契約に関し、次の権限を有します。
 - NI+Cの業務実施責任者(以下「実施責任者」という。)に対する指示、承諾、協議および立会い。
 - 本契約に基づく作業の調整に関すること。
- 前項の規定に基づく監督員の指示は、作業依頼書をもってこれを行います。
- NI+Cは、本契約成立後、遅滞なく本件業務に関する実施責任者を定め、書面をもってその氏名をお客様に通知します。また、実施責任者を変更するときも同様とします。
- 実施責任者は、次の各号に定める事項を行います。
 - 業務遂行に関するNI+Cの技術者に対する指示、安全衛生管理、その他の管理監督。
 - 業務遂行に関するお客様との連絡調整。
 - 業務進捗に関してお客様と定期的、また必要に応じて、打合せ、会議を行うこと。
 - お客様の作業依頼書に対する報告。
- NI+Cは請負作業の実施について事業主として労働関係法規等に規定する全ての責任を負います。

第3条 成果物の納入

請負作業によりお客様に納入されるすべての成果物(以下「成果物」といいます。)、納入予定日および納入場所は、表記のとおりです。

第4条 受入検査および引渡し

- 「成果物」のうち、プログラムの検査方法および所仕仕様内部確認終了時点でNI+Cが作成し、お客様と協議の上、決定します。NI+Cが「成果物」をお客様に納入したとき、お客様は上記に準じて受入検査を行っていただきます。受入検査の結果、「成果物」のうちプログラム所仕仕様へ適合することを確認したとき、また、「成果物」の各書面の納入をもって完了とし、お客様は、次回ご定める検査完了日までに検印確認をNI+Cに交付していただきます。この、お客様の確認日をもって「成果物」の引渡し日とし、「成果物」の権利が生じます。
- お客様が「成果物」の受入検査により完了基準を合致しない項目を発見した場合には、表記記載の納入日から別添に定める期間が満了日(以下「検査完了日」といいます。)までに書面によりNI+Cに通知していただきます。
- 本条第1項においてお客様が検査完了日までに検印確認書をNI+Cに交付しなかった場合、または検査基準を合致しない旨を通知しなかった場合には、検査完了日に「成果物」の受入検査が完了したものとみなします。また、お客様がNI+Cの同意を得ることなく検査完了日前に「成果物」を生産的目的に使用した場合には、検査が実施されていないときでも生産的目的に使用した日をもって、検査が完了したものとみなします。
- 受入検査により完了基準を合致しない項目が発見された場合において、NI+Cのみに責を帰すべき事由により、NI+Cが検査完了日までに完了基準を満たすことができない場合には、書面による別段の合意がない限り検査完了日は30日(延長期間の開始日は当初の検査完了日の翌日とします)延長され、次の条件が適用されます。
 - 延長期間中、NI+Cが完了基準を達成するために必要とする追加作業に要する費用は、NI+Cの負担です。
 - 延長期間中に必要な追加作業が完了し、完了基準を満たされた場合には、NI+Cは書面によりお客様に通知し、お客様はすみやかに受入検査を実施していただき、その後の取扱いは本条第1項、第2項および第3項の規定に従います。
- 延長期間の終了後も、NI+Cが完了基準を達成できない場合には、両者の合意により本契約を再延長するが希釈することがあります。解約の場合には、別途協議し合意した場合を除き、お客様は本契約に基づきNI+Cが納入した「成果物」をNI+Cに返還し、NI+Cは受領済の「成果物」の代金をお客様に返還し、「責任の制限」に定める責任を負います。

第5条 生産的使用

「ソフト」の生産的使用は、お客様の「データ」およびお客様が整備する使用環境に基づき、お客様がその責任において行うものとします。

第6条 契約内容の変更

表記の作業内容の変更または契約締結前存在しなかった事由により契約内容を変更する必要がある旨、一方の当事者より書面で通知された場合、両当事者は協議の上、通知日より30日以内(ただし、表記の期限が定められている場合を除きます。)の変更契約書の締結により契約金額および契約内容を変更できます。この期間内に変更契約が締結されない場合、変更を通知した当事者は、その変更前の契約条件に従って作業をすすめるかまたは本契約を解約するのいずれかを選択します。本契約の解除が選択された場合、お客様はNI+Cより引渡しをうけた品目について、NI+Cに返還することなく、[「成果物」の権利]に定める「成果物」の権利の規定に従って使用でき、NI+Cは本契約に基づいて受領した代金をお客様に返還いたしません。また、お客様は解約前に実施された作業の代金およびその他第3項に定める[「契約」に支払うべき金額]についてNI+Cにお支払いいただきます。

第7条 代金および支払条件

- 表記料金にお消費税が別途加算されます。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。
- 請求書の日付より表記条件に従って納付期限の方法によって支払うものとします。尚、その振込手数料はお客様にて負担いただきます。
- 前項に定める支払期日が経過してもお客様の支払いが行われない場合、お客様は、支払期日の翌日から当該支払を行う日まで年利14.5パーセントの割合による支払遅延利息をNI+Cに支払うものとします。

第8条 機密情報

- 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、①機密と明記のうえ開示した情報、②口頭で機密と告げただけで開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約に当事者として機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。
- 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後5年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社または「関連会社」の従業員以外には、開示または使用できないものとします。
- 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかわらず情報に適用されません。
 - 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - 独自に開発した情報
 - 第三者から正当に入手した情報
 - 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 受領当事者は、本契約が終了したときまたは開示当事者が請求したときまたはごに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還または破壊するものとします。
- 「関連会社」とは、次の各号にかかわらずのものをいいます。
 - お客様またはNI+Cの親会社(親会社または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している法人その他の団体)
 - 前号所定の団体が、議決権行使または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している団体または支配している団体

第9条 成果物の権利

NI+Cは本契約に基づきお客様のために創作した「成果物」を国内外において使用する無償の権

利をお客様に許諾します。この使用許諾により、お客様はこの「成果物」をお客様の業務処理目的に限り、「使用」(プログラムについては機械に読みこませ、実行すること、その他の資料については現存のまま閲覧・参照すること)をいいます。以下同じ。)、複製、二次著作物作成その他の形式で利用できます。なお、お客様はお客様が作成したすべての複製物にNI+CまたはNI+Cの関連会社のために著作権表示を行うものとします。NI+Cが提供する既存の資料の著作権は、NI+C、NI+Cの関連会社または第三者に保留されます。お客様は当該資料をお客様の業務処理目的に限り「使用」できます。

第10条 責任の制限

お客様がNI+Cの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるとする場において、NI+Cの損害賠償責任請求の原因を問わずに発生した通常かつ直接的損害に対してのみ、損害発生時の直接原因となった所定の作業に対する支払済みの代金相当額を限度(ただし、表記に損害賠償限度額の記載がある場合にはこれによる。)とする金額に限定されます。ただしNI+Cは(いかなる場合にもNI+Cの責めに帰すことのできない事由から生じた損害、NI+Cの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については、責任を負いません。

第11条 保証

「成果物」の引渡し日後、所定の仕様を合致していないこと(以下「契約不適合(瑕疵)」という。)をお客様が引渡し日から1年以内にNI+Cに書面で通知し、当該原因がNI+Cの責に帰すべき事由にのみ起因する場合は、当該契約不適合(瑕疵)について自己の費用でこれを修補します。修補できない「成果物」について、仕様を合致していることを、NI+Cがお客様に明示したとき、NI+Cの修補は完了します。修補できない場合には、NI+Cは[責任の制限]に従って責任を負います。NI+Cが上記の修補を行う場合には、お客様はNI+Cに対し、かかる修補に必要な費用および引渡を提供していただきます。この場合を除いて、「成果物」の性能の保証および法律上の契約不適合責任(瑕疵担保責任)を含めNI+Cによる保証はありません。

第12条 お客様の提供する品目および作業等

双方協議のうえ、お客様は、作業場所、開発・テストに必要な機器・環境、仕様書等品目および施設等をNI+Cに提供していただき、表記のお客様の作業を実施するものとします。この品目または作業等起因して契約金額または作業内容、スケジュールその他、契約内容に影響が生じた場合には、[契約内容の変更]に従って本契約を変更します。

第13条 反社会的勢力の排除

- お客様およびNI+Cは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - 自らまたは自らの役員等(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。))であること
 - 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
 - 自らの行う事業に、反社会的勢力等の威力を利用して、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用して、または反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
 - 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - 本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること
- お客様およびNI+Cは、相手方が次の各号のいずれに該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
 - 第1項に違反したとき
 - 自らまたは自らの役員等をして、相手方に対する①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③脅迫的言辞または暴力的行為、また、④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、⑤その他相手方と準ずる行為、をしたとき
- NI+Cは、本契約よりNI+Cが受託した業務の一部を第三者に再委託する契約(以下、「再委託契約」という。)の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければなりません。
- お客様は、NI+Cが前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
- お客様およびNI+Cは、第2項および前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。
- 別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先します。

第14条 リース時の取扱い

お客様が「成果物」を本契約で代わり、リース会社とのリース契約に基づき使用する場合には、リース会社とNI+Cとの契約が締結されることを停止条件として、本契約が解除されます。この場合であっても、本契約の定めは「成果物」に関する諸条件として、第7条の定めを除き、解除後も存続して適用されるものとします。なお、本項の定めは、お客様とリース会社とのリース契約が解除された場合は適用されないものとし、本契約が引き続き有効に存続するものとします。

第15条 その他

- お客様は、自己の「ソフト」構築のために本契約を締結していただきます。また、NI+Cの書面による事前の同意がない限り本契約に基づく契約上の地位および権利・義務を第三者に譲渡または移転することはできません。
- 本契約において別記に定める場合を除き、本契約は両当事者が署名捺印する書面でのみ変更できます。
- NI+Cは、NI+Cが選択した第三者(「契約者」といいます。)を使用し、本契約に定める作業を行うことがあります。
- 本契約に基づき提供された開発された「アイデア、コンセプト、ノウハウ」または技術はいずれの当事者も相手方の工業所有権および著作権の制約に従うことを条件に、自らが適当と考える方法でこれを使用できます。また、いずれの当事者も「成果物」およびその他の納入物と同種または類似の資料の開発にかかわる制限も受けません。
- 本条に記載の条項と表記の条項と相違がある場合には、表記の条項が優先します。
- 両当事者は、相手方の事前の書面による同意がある場合を除き、本契約の内容を両当事者が業務上必要とする最小限の従業員からの情報として機密に保持するものとします。
- お客様、またはNI+Cに本契約の違反その他契約を継続し難い重大な事由が生じた場合には、相手方は相当期間を定めてその是正を催告し、この期間内には正されない場合には、何らの通知、催告を要せず本契約を解除できます。
 - この事由によりお客様が本契約を解除した場合、別途協議し合意した場合を除き、NI+Cは受領済の代金をお客様に返還し、「責任の制限」に定める責任を負います。この場合には、お客様は本契約に基づきNI+Cが納入した「成果物」およびその他の納入物(すべての複製物を含みます。)をNI+Cに返還していただきます。
 - この事由によりNI+Cが本契約を解除した場合、NI+Cは本契約に基づいて受領した代金をお客様に返還いたしません。また、お客様は本契約解除前に実施された作業の代金および「契約者」に支払うべき金額をNI+Cに支払っていただきます。この代金および金額が支払われない場合、NI+Cは「成果物」およびその他の納入物(すべての複製物を含みます。)に対する使用権を消滅させ、これを引取ることができます。
- お客様またはNI+Cは、相手方に次のいずれにも該当する理由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
 - 相手方が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - 相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認めたとき
 - 相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき
 - 相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または引切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき
 - 相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき
 - 相手方に信用不安が発生したとき、財産状態が悪化したとき、またはその他契約の維持が困難であると認め

られる相当の事由があるとき

9. 前項のいずれかに該当したときは、解除された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
10. 金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ストライクその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエピソード・パンデミック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。
11. お客様が、「成果物」を輸出する場合には、日本国政府および米国政府の必要な許認可を得るものとします。
12. 本契約に関して疑義が生じた場合には、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議します。
13. 本契約に基づき生ずる請求権も、請求が可能となった時から 24 か月を経過した場合、其効により消滅します。
14. 本契約について当事者間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。
15. 本契約が解除または終了した場合であっても、第 9 条「成果物の権利」、第 11 条「保証」、第 10 条「責任の制限」、第 13 条「反社会的勢力の排除」、第 15 条 1 項「権利義務の譲渡」、第 15 条 11 項「輸出許可」、第 15 条 13 項「消滅時効」、第 15 条 14 項「紛争の解決」は有効に存続します。
16. 本契約の解釈は日本国法に準拠します。

(2020. 06. 19) A03-01-4